

外郭団体が達成すべき事業経営に関する目標【中期目標】

1 外郭団体名

公益財団法人 大阪国際交流センター

2 所管所属名

経済戦略局

3 中期目標の期間

令和2年12月1日～令和6年3月31日

4 本市が行政目的又は施策の達成のために当該外郭団体に求める役割を果たすために当該外郭団体が行うべき事業経営に関する事項

(1) 当該外郭団体の事業経営を通じて達成しようとする本市の行政目的又は施策の具体的な内容

本市に居住する外国人住民を、公的支援の受け手という視点に加えて、主体的に大阪をともにつくる担い手と位置づけ、外国人住民のもたらす多様性を活かし、活力あふれる魅力あるまちづくりをめざすというビジョンのもと、外国人住民が、地域社会の一員として地域と交流し、安全・安心で快適に暮らし活躍できる多文化共生社会を実現していくための取組を進めていくこと。

(2) 中期目標の期間終了時において(1)の行政目的又は施策によって実現しようとする状態

国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め地域社会の一員として共生することができる社会の実現に向けて、外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動すること（※）について、当該地域社会の住民の理解が深まり、当該活動を促進しようとする意識が高まっている状態

※ 「外国人住民が多文化共生の担い手として共に地域社会において活動すること」とは、例えば、外国人住民が地域行事に参加あるいは運営側として参画することなどを通じて地域社会において日本人住民と交流し、自国の文化や習慣などを地域の住民と共有することによって、地域社会における多文化理解を深めるとともに、共に地域社会を担うパートナーとしての意識を醸成していくといったことなどをいう。

(3) (2)の状態を客観的に示す指標及び当該指標による目標（可能な限り定量的なもの）

（指標）

「外国人住民が多文化共生の担い手として地域社会において共に活動することを期待する」と考えている住民の割合

（目標）

令和3年度時点 67%

令和4年度時点 68%

令和5年度時点 70%

(4) (2)の状態にするために当該外郭団体が行うべき事業経営の具体的な内容

(2)の状態にするためには、「多文化共生の担い手として地域社会において活動する」意欲のある外国人住民を発掘して、その活動の機会を提供し活動を支援していくとともに、こうした外国人の活動を周知していくことが重要である。

そのため、外国人住民が自らボランティア等として地域で日本人住民と交流したり、地域での活動に関わったりする機会の提供を計画的に進めるとともに、こうした活動を行う外国人が活動の情報を自ら広く発信できる場としてウェブサイトを整備し運営する。

【外国人住民の地域社会における活動の機会の提供】

- ・ 外国人住民の活動参加促進
外国人住民が参加や参画を通じて地域社会において日本人住民と交流する機会となる事業を実施する。
- ・ 留学生の活動機会の提供
将来の高度外国人材であり、語学力等からも活動のスキルが高く、地域において外国人住民と日本人住民の相互理解や交流の橋渡し役としても期待できる留学生の地域社会における活動を促進するため、大学・各種学校と連携し、こうした留学生に活動の機会を提供する。

【多文化共生についての理解促進に向けた住民への情報発信】

- ・ 地域住民の多文化共生についての理解促進に向けた情報発信に関するスキルを有する人材の発掘及び当該人材による情報発信の支援
自国の文化紹介や日本での生活情報の発信に関するスキルを有する外国人住民その他の外国人の人材を発掘し、登録する制度を構築し運営する。
発掘し登録した外国人の人材がそのスキルを活かし、多文化共生についての理解促進に向けた情報を地域社会の住民に広く発信することができる場としてウェブサイトを整備し運営する。
- ・ 外国人の地域社会における活動についての認知度の向上
地域関係団体に外国人の地域社会における活動を紹介する。
地域関係団体をはじめ地域社会全体への広報その他の情報発信を連携して行う活動団体や事業者を発掘し、連携した情報発信を行う。

(5) (4)の事業経営の(2)の状態(成果)への貢献度を示す指標の例（可能な限り定量的なもの）

【外国人住民の地域社会における活動の機会の提供】

- ・ 外国人住民が参加や参画を通じて地域社会において日本人住民と交流する機会となる事業の実施回数
- ・ 留学生の活用に向けて連携した大学・各種学校の数
- ・ 留学生に活動の機会を提供した件数
など

【多文化共生についての理解促進に向けた住民への情報発信】

- ・ 情報発信に関するスキルを有する人材の登録者数
- ・ ウェブサイトを通じた情報の発信件数

- ・ 地域関係団体への活動の紹介件数
- ・ 情報発信を連携して行う活動団体や事業者の発掘件数など

5 制定日

令和2年11月13日

令和3年5月7日 改定